大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第６条第３項において準用する法第５条第３項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和８年６月２日

長崎県知事　平田　研

１　届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニー道の尾店

長崎県長崎市葉山一丁目 6-10

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ゆめマート熊本　代表取締役　山野　正道

熊本県熊本市東区上南部二丁目２番２号

(3)　変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名及び代表者の氏名

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4)　変更の年月日

①令和８年２月 16 日

②令和８年２月 16 日

２　届出年月日

令和８年５月 18 日

３　関係書類の縦覧

(1)　縦覧期間

公告の日から４月間

(2)　縦覧場所

県政情報コーナー（県庁１階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課、長与町建設産業部産業振興課、時津町建設水道部産業振興課

４　その他

法第８条第２項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。